
プロジェクト **バーチャル PPA に係る会計上の取扱い**

項目 **第 540 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 540 回企業会計基準委員会（2025 年 2 月 3 日開催）で議論された事務局の分析及び提案について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 事務局の分析及び提案について聞かれた意見

(実務対応報告公開草案の文案)

2. 本プロジェクトの対象となる取引がデリバティブに該当しないことを示すことが重要と考えるため、事務局の提案内容で公開草案の公表の進めることに異論はない。
3. 非化石価値を受け取る権利の会計処理を行う「金額を合理的に見積ることが可能となった時点」が発電時点以降であることは結論の背景に記載されていると理解しているが、一般的には、会計処理の起点としていつから認識すべきかについて会計基準の本文に記載した方がよいため、第 4 項に明記した方がよいと考える。
4. 固定価格又は変動価格の取引価格を受けて、差金決済による実際の支払対価を算定することになると考えられるため、BC11 項における「差金決済は取引価格を決定する 1 つの方法」という表現については、見直すことを検討してはどうかと考える。
5. BC13 項では非化石価値の特徴として、発電期間と報告において温室効果ガスの排出量の削減に充てられる期間について記載している点について、どちらの期間に費用を帰属させるべきかといったコメントが寄せられる可能性があると考えている。また、BC20 項及び BC21 項において資産の定義に言及している点についてもコメントが寄せられる可能性があると考えている。現在の文案を修正しない場合は、コメント募集期間中に代替案について検討を続けていただくことが考えられる。

(コメントの募集の文案)

6. 「公表にあたって」の文案の方向性に異論はない。
7. 「公表にあたって」の「範囲」の概要説明において「需要家」の定義を追加し、自己使用目的の取引であることを明示することは適切であると考えている。

8. 「公表にあたって」の「範囲」の概要説明においてフィジカル PPA 及び市場からの非化石証書の直接購入は対象外であることを追記することにより、公開草案の範囲をより明確に説明してはどうかと考える。

以 上